令和　　年　　月　　日

神奈川県社会保険労務士会

川崎北支部共済会

会長　豊島　康晴　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所住所： |  |
| 氏名： |  | 印 |

名　札　板　掲　示　申　込　書

　川崎北支部共済会事業により、管内三署所に設置される開業社会保険労務士名札板に、下記の通り、私の名札板を掲示いただきたく申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所所在区 | 氏名 | 電話番号 |
|  |  |  |

　なお、名札板の掲示に関しては、『名札板掲示基準』に従い、名札板掲示の条件並びに注意事項を誠実に遵守することをお約束申し上げます。万一遵守事項に違反した場合は、掲示の名札板を削除されても異議のないことをお約束します。

以　上

|  |
| --- |
| 平成15年6月26日制定　　　神奈川県社会保険労務士会川崎北支部共済会共済会事業　名札板掲示基準1. 名札板に名札の掲示を希望する開業会員は、所定の用紙に必要事項を記入して、指定の期日までに申し込むこと。
2. 名札を掲示するための費用は、各自自己負担とする。
3. 破損、変更、補修、作り替え等の場合も、応分の費用を自己負担する。
4. 名札板に掲示する場合のその他の諸条件と注意事項は以下のとおりとする。
5. 神奈川県社会保険労務士会会則に違反がないこと。
6. 神奈川県社会保険労務士会川崎北支部所属の開業会員であって、共済会に加入し、共済会費を納めていること。
7. 死亡、業務廃止、他支部に転出した者の掲示は、抹消する。
8. 社会通念上信義則に反し、公序を失うなどの非礼な行為をしないこと。
9. 名札板設置場所の管理者より、名札板撤去の申出があったときはそれに従うこと。

以　上 |